

流山市第5次男女共同参画プラン 事業評価シート

(令和7年度事業予定)

企画政策課男女共同参画室

第5次プラン 指標一覧

番号	基本目標	基本的施策	指標名	該当課	現状 (R5)	実績					目標値 (R11)	備考
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	I 多様性を尊重する意識づくり	人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	国籍や性別等にかかわらず平等に扱われていると思う市民の割合	企画政策課	85.5%						増加	まちづくり達成度アンケート
2		人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進	学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	企画政策課	75.1%						80%	まちづくり達成度アンケート
3	II 自分らしく活躍できる環境づくり	3 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	男性の家事・育児・介護に費やす時間(平日)	企画政策課	1.0時間						増加	まちづくり達成度アンケート
4			男性の家事・育児・介護に費やす時間(休日)	企画政策課	1.5時間						増加	まちづくり達成度アンケート
5			市男性職員の育児休業取得率	人材育成課	70.3%						85%	
6			「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている市民の割合	企画政策課	8.3%						減少	まちづくり達成度アンケート
7			子育てに係る不安や負担が軽減されないと感じる保護者の割合	子ども家庭課	57.4%						増加	まちづくり達成度アンケート
8		4 政策・方針決定過程への女性参画の推進	審議会等(附属機関及び要綱、要領等による協議会等)への女性の登用率	企画政策課	39.3%						50%	
9			市女性職員の管理職への登用率	人材育成課	20.9%						30%	
10			市内事業所の女性の管理職への登用率	企画政策課	21.0%						30%	流山市企業動向調査
11	III 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり	5 地域活動における男女共同参画の推進	自治会長の女性割合	コミュニティ課	8.7%						10%	
12			自治会加入率	コミュニティ課	60%						67%	
13		6 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶	DVに関する相談件数	子ども家庭課	235件						増加	
14		7 困難な問題を抱える女性への支援	女性の悩みに関する相談窓口の認知度	子ども家庭課	—						増加	まちづくり達成度アンケート
15		8 健やかに暮らせるしぐみづくり	乳がん検診受診率	健康増進課	26.3%						28%	
16			子宮がん検診受診率	健康増進課	17.7%						18.4%	
17			心身ともに健康だと感じている市民の割合	健康増進課	75%						85%	まちづくり達成度アンケート
18		9 子どもと家庭を地域で支えるしぐみづくり	流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	子ども家庭課	63.4%						増加	まちづくり達成度アンケート
19		10 男女共同参画と多様性に配慮した防災対策の推進	防災会議の女性委員の割合	防災危機管理課	28.2%						30%	
20			防災リーダー研修への女性の参加率	防災危機管理課	48%						50%	
21			消防団の女性加入率	消防総務課	3.7%						5%	

基本理念 市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる流山を目指して

基本目標1 多様性を尊重する意識づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課
(1)人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	(1)一① 人権の尊重と男女共同参画に関する意識の啓発	1	人権尊重意識の醸成のため、意識啓発を行います。	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)に市民向けの人権啓発活動を人権擁護委員と協力し、実施します。		人権啓発活動	年2回	2回					秘書広報課
		2	男女共同参画への意識啓発や性の多様性への理解を促進するための取組を行います。	年間を通して市民等に向けて、男女共同参画や性の多様性についての講座等を開催します。		定員充足率	80%	—					企画政策課
		3	多文化共生に向けた意識啓発を行います。	多文化共生を普及啓発する講座を企画するとともに、県や国が実施するやさしい日本語講座の情報収集し、職員への受講を促します。		関連図書の購入 関連図書の展示	140冊 年1回	130冊 1回					図書館
		4	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する情報提供を行います。		啓発講座開催回数 やさしい日本語職員研修の受講者数	年2回 年2人	2回 4人					企画政策課
(2)人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進	(2)一① 学校等における男女平等教育及び人権を尊重する教育、学習の推進	5	教科・道徳の中で、男女平等教育及び人権尊重の視点に立った指導の充実を図ります。	市内教職員を対象とした人権教育推進研修会を開催し、教職員の人権感覚の育成、涵養に努めます。		人権(道徳)教育推進研修会	年1回	1回					指導課
		6	思春期保健についての知識の向上を目指します。	引き続き思春期保健について知識の向上を図るとともに、学校と連携し、年1回以上思春期教育を実施します。また、学校保健主事部会に参加し、学校保健と地域保健の連携強化に努めます。		学校での思春期教育の回数 学校保健主事部会への参加	年2回 年2回	2回 2回					健康増進課
		7	小中学生を対象とした人権教室等を実施します。	人権擁護委員と協力し、市内小学校3年生に向けた人権教室を2校開催及び市内中学校全校生徒に向けた人権講演会を実施します。		人権教室等の開催	年3校	3校					秘書広報課
	(2)一② 教職員等に対する人権や男女平等に関する研修の充実	8	教職員の国・県等主催の研修会への参加を推進し、教職員への人権教育を推進します。	各校に位置付けた人権教育推進教師、道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施し、指導の充実を図ります。また、学校人権教育指導資料の配付(今年度よりデータ配付)をとおして、教職員の人権意識の啓発を図り、指導に生かせるよう努めます。		人権(道徳)教育推進研修会	年1回	1回					指導課

基本目標2 自分らしく活躍できる環境づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課
(3)ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	(3)-① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進	9	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発を行います。	子育て中の女性を対象として、子育て及びコミュニケーションに関する講座を開催します。		啓発講座開催回数	年1回	5回 (連続講座)					企画政策課
		10		啓発文書の配架やポスター掲示をする他、市ホームページで制度の案内する等して普及と啓発に努めます。		受講者数	年15人	—					
		11		育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います。		—	—	—					商工振興課
	(3)-② 市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進	12	母子健康手帳交付時の面談や両親学級、個別の面談時等で情報提供を行います。	母子健康手帳交付時の面談や両親学級、個別の面談時等で情報提供を行います。		—	—	—					健康増進課
		13		商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります。	啓発文書の配架やポスター掲示をする他、市ホームページで制度の案内する等して普及と啓発に努めます。		—	—	—				商工振興課
	(3)-③ 固定的役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発	14	性別にかかわらず家事や育児に参加するための講座等を実施します。	性別にかかわらず家事や育児に参加するための講座等を実施します。		啓発講座開催回数	年1回	1回					公民館
		15		両親学級等を開催します。		男性(パートナー)の参加割合	95%	95%					
		16	職員の意識改革と勤務環境の改善を図ります。	両親学級を毎月開催します。働く女性とそのパートナーが参加しやすいように、土曜日開催を6日(18回)実施します。		啓発講座開催回数	年1回	1回					人材育成課
		17		家事・介護等に対する男女共同参画意識の啓発を行います。		受講者数	年15人	—					
		18	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します。	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境に関する情報提供や意識啓発を図る機会を設けます。		啓発講座開催回数	年1回	—					企画政策課
		19	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します。	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します。		周知用チラシ配架・ポスター掲示	年1回	—					企画政策課
		20		多様な人材が活躍できるよう、市内中小企業者が自ら取り組む職場環境づくりを支援します。		多様な人材が活躍できるよう、市内中小企業者が自ら取り組む職場環境づくりを支援します。	年1件以上	1件					
	(3)-④ 女性の就職・再就職への支援	21		多様な人材が活躍できるよう、市内中小企業者が自ら取り組む職場環境づくりを支援します。		補助金交付件数	年1件以上	1件					商工振興課
(4)政策・方針決定過程への女性参画の推進	(4)-① 市の審議会等への女性の参画促進	22	各審議会等における女性委員の割合が50%となるよう努めます。	令和7年度改選予定の審議会等の担当課に対し、引き続き女性委員の比率向上に関する調書作成を依頼し、改選後には結果を検証します。		各課等への通知回数	年1回	1回					企画政策課
		23		審議会等の子どもの一時預かりの利用を促進します。	翌年度の予算策定時期に、審議会等の担当課に、審議会等開催時の子どもの一時預かりに関する予算措置を呼びかけます。また、市民等に対し、審議会等の選考面接や会議開催時に一時預かりが利用できることを周知します。		各課等への通知回数	年1回	1回				企画政策課
	(4)-② 女性管理職の登用の促進	24	市内事業所等に女性の管理職への登用を働きかけます。	市内事業所等に女性の管理職への登用を働きかけます。		—	—	—					企画政策課
		25	市女性職員の管理職への登用を推進します。	市女性職員の管理職への登用を推進します。		外部研修への参加人数	1人	2人					人材育成課
		26	市女性職員が管理職になるために必要な仕事を経験するため、性別による区別のない職務分担を行います。	市女性職員が管理職になるために必要な仕事を経験するため、性別による区別のない職務分担を行います。		研修開催回数	年1回	1回					人材育成課
		27	キャリアデザイン研修を行い、管理職での活躍を希望する職員の割合の上昇を図ります。	キャリアデザイン研修を行い、管理職での活躍を希望する職員の割合の上昇を図ります。		研修開催回数	年1回	1回					人材育成課
	(4)-③ 女性の経営参画や社会参画の促進	28	家族経営協定の締結を促進します。	認定農業者の認定や更新の機会などを通じて、家族経営協定を周知し、締結を促進します。		—	—	—					農業振興課
		29	自治会等に対し男女共同参画意識の啓発を行います。	関係部署との連携を図りながら、男女共同参画に関する情報を自治会へに向けて発信していくように努めます。		—	—	—					コミュニティ課
	(5)-① 男女がともに担う地域活動への参画の推進	30	地域活動における男女共同参画意識の啓発を行います。	講座や市ホームページ等を通じて、地域活動における男女共同参画に関する情報提供を行い意識啓発に努めます。		—	—	—					企画政策課
				関係部署との連携を図りながら、男女共同参画に関する情報発信に努めます。		—	—	—					コミュニティ課

基本目標2 自分らしく活躍できる環境づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課
		31	市民の地域活動への参画を促します。	引き続き、「ながスク」「流山times」を発行する。市民活動推進センターを通じた情報発信に取組み、地域活動参画に関する市民ニーズに応えられるよう努めます。		ながスクの発行	年2回	2回					コミュニティ課
						流山timesの発行	年4回	4回					
	(5)一② 地域における女性の活躍推進に向けた取組	32	経験やキャリアを生かした創業を目指す女性を支援します。	創業に一步踏み出せるよう創業マインドの掘り起こしを目的とした女性向け創業スクールを開催し、経営・販路拡大等の知識が身に付く講義を実施します。		女性向け創業スクール参加者数	20人	25人					商工振興課

第5次プラン 事業評価シート

基本目標3 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課	
(6)DVや虐待等あらゆる暴力の根絶	(6)-① 各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進	33	各種ハラスメントは暴力に当たり、人権問題であるという認識を促します。	女性を対象として、自己尊重ワークショップを通じたハラスメントに関する講座を開催します。		啓発講座開催回数 受講者数	年1回 年15人	1回 —					企画政策課	
				課長補佐職以上を対象として、職場におけるハラスメントの防止に関する研修を開催します。		研修開催回数	年1回	2回					人材育成課	
	(6)-② DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発	34	DV防止のための意識啓発を行います。	市民相談室に啓発ポスターを掲示し、周知啓発を図ります。		—	—	—					秘書広報課	
				広報ながれやま及びホームページを通してDV防止のための啓発を行います。		—	—	—					企画政策課	
		35		広報ながれやま及び市ホームページで周知・啓発を図るほか、11月の「児童虐待防止推進月間」には、市内公共施設等で児童虐待・DV防止のパネル展を開催します。また、各自治会にDV防止の啓発ポスターを配布し、自治会館内や掲示板等への掲示をお願いするなど意識啓発を行います。		児童虐待・DV防止パネル展を実施 自治会にDV防止の啓発ポスターを配布	年1回 年1回	1回 1回					子ども家庭課	
				高齢者虐待防止ネットワーク事業において、専門職向けの研修会を実施し、高齢者虐待に関する理解度を高めます。		研修会のアンケートにおける理解度	80%以上	100%					高齢者支援課	
				高齢者虐待防止ネットワークに委員として参加し、高齢者の虐待防止に関し介護サービス事業者等との連携を図ります。		—	—	—					介護支援課	
				事業所に対し虐待についての研修を行うことで虐待の予防・早期発見を図り、また、市民に対し啓発物品を配布し虐待防止について啓発を図ります。		虐待研修 啓発活動	年1回 年1回	1回 1回					障害者支援課	
				広報ながれやま及び市ホームページで周知・啓発を図るほか、11月の「児童虐待防止推進月間」には、市内公共施設等で児童虐待・DV防止のパネル展を開催します。また、小・中学校の児童生徒を対象に児童虐待防止リーフレットを配布するなど意識啓発を行います。		児童虐待・DV防止パネル展を実施 小・中学生に周知・啓発リーフレットを配布	年1回 年1回	1回 1回					子ども家庭課	
				DV相談窓口等の周知を図るとともに、必要に応じて相談者に緊急一時保護等の情報の提供を行い、他部署と連携して対応します。		—	—	—					秘書広報課	
				DV相談窓口等の周知を図るとともに、必要に応じて相談者に緊急一時保護等の情報の提供を行い、他部署と連携して対応します。		—	—	—					企画政策課	
				関係機関との情報共有化等連携体制を密にし、保護事務の適正化を図るとともに、民選議員等のネットワークを活用し、市民からのSOSの声に対して機動的かつ適正に対応します。		—	—	—					社会福祉課	
				他の諸制度等により直ちに滞在先を確保できない市民等について、属性を問わず、他の諸制度等を適用できるまで、必要な支援を緊急かつ一時的に行います。		—	—	—					福祉政策課	
(6)-③ 被害者支援のための連携体制の整備	36	緊急一時保護等に関する情報の収集と提供に努め、広域的な取組を推進します。		日常生活に必要とする保健、医療、福祉サービスが受けられ、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じます。		—	—	—					高齢者支援課	
				DV等の被害者支援に必要となりうる児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護等を所管する府内関係部署と連携し、被害者が求める情報の収集と提供に努めるほか、緊急避難時の手続き等を包括的に支援します。また、必要に応じて避難先の都道府県や市町村等と緊密な連携を図ります。		—	—	—					子ども家庭課	
				支援措置申出に対して、相談機関とも十分な連携を図りながら、住民基本台帳法に基づき適切な運用に努めます。		—	—	—					市民課	
				女性サポートセンターや母子生活支援施設、民間支援団体や関係機関等と連携し、緊急避難時の施設入所等の手続きを支援します。		—	—	—					子ども家庭課	
				DV被害者に対し、緊急避難時の手続き等を支援します。		—	—	—						
(6)-④ 相談体制の充実	38	暴力等について、相談体制の充実を図ります。		毎月第1水曜日、第1、2、3、4金曜日に男女共同参画の視点や専門的な知識を持つ女性相談員等による女性の生き方相談を実施し、必要に応じて他部署と連携してDV等の相談にも対応します。毎月の広報やホームページへの掲載、周知カード等の配架で市民に相談窓口の周知を図ります。		広報ながれやま等に相談案内を掲載した回数	月1回	月1回					企画政策課	
				高齢者虐待防止ネットワーク事業において、担当者会の開催のほか、専門職向けの研修会を実施し、高齢者虐待に関する理解度を高め通報件数の向上に努めます。		—	—	—					高齢者支援課	
				要保護児童対策地域協議会等に参加し、適切な対応について検討するとともに、支援体制の構築に努めます。また、健診や訪問事業等の保健センターが関わる事業で相談を受けた場合、子ども家庭課等の必要部署と連携を取り、適切な支援方法を検討していきます。		要保護児童対策地域協議会に参加した回数	月1回	月1回					健康増進課	
				千葉県が実施する職員研修に参加するなど専門的知識の習得、資質の向上に努めます。また、令和7年4月から新たに女性相談支援員を配置することで相談体制の充実を図ります。		職員等を対象とした研修会・講習会等への参加人数	年18人	18人					子ども家庭課	

第5次プラン 事業評価シート

基本目標3 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課
(7)困難な問題を抱える女性への支援	(7)-① 様々な困難を抱えている方への相談窓口の周知	39	相談窓口の周知を図ります。	毎月1日号に発行している広報ながれやまにおいて、毎週火曜日・木曜日に実施している弁護士による無料法律相談や毎月第4月曜日に実施している人権相談を実施します。また、弁護士会等から不定期に情報提供のある無料法律相談についても、広報ながれやまにおいて掲載し周知を図ります。		広報ながれやま等に相談案内を掲載した回数	月1回	月1回					秘書広報課
				毎月第1水曜日、第1、2、3、4金曜日に実施している男女共同参画の視点や専門的な知識を持つ女性相談員等による女性の生き方相談を毎月の広報やホームページへの掲載、周知カード等の配架により周知します。		広報ながれやま等に相談案内を掲載した回数	月1回	月1回					企画政策課
				よりそいサポートセンターの取組みについて、窓口等でパンフレットを配布し、どこに相談すれば良いか分からない福祉の困りごとの相談窓口として周知を図ります。		よりそいサポートセンターへの相談件数	年80件	58件					福祉政策課
				「こんなには高齢者なんでも相談室です」のパンフレットを作成及び窓口等で配布し、高齢者に関する相談窓口としての高齢者なんでも相談室の周知を図ります。		—	—	—					高齢者支援課
				広報ながれやま、ホームページ、保健だより、新生児訪問等、各種事業により、保健センターが相談窓口であることの周知を図ります。		—	—	—					健康増進課
	(7)-② 支援体制の充実	40	相談員の適正な配置・資質の向上に努めます。	DVを含む様々な困難を抱えている女性の相談窓口について、広報ながれやま市ホームページで周知・啓発を図るほか、相談カードや相談ステッカー等を関係施設等に配布・設置するなど相談窓口の周知を図ります。		広報ながれやま等に相談案内を掲載した回数	月1回	—					子ども家庭課
				令和7年4月から新たに女性相談支援員を配置するほか、千葉県が実施するDVを含む困難女性の相談に対応した職員研修などに参加するなど専門的知識の習得、適正な配置・資質の向上に努めます。		職員等を対象とした研修会・講習会等への参加人数	12人	12人					子ども家庭課
				困難な問題を抱える女性に対して女性のための生き方相談を通して関係機関と連携し状況に応じた最適な支援及び案内を行います。		—	—	—					企画政策課
				様々な課題を抱え、解決の糸口を求めて来所される相談者に対して、専門の相談員が相談者に寄り添う形で真摯に対応します。社会資源の活用が可能な場合は、当該支援機関に繋げるとともに、保護の要件を満たしている要保護者に対して、スムーズな申請に向けた支援を行います。		—	—	—					社会福祉課
				複雑化・複合化した、又は制度の狭間の福祉の困りごとを抱え、既存の相談支援機関等による支援が困難な市民について、地域の相談支援機関等と連携し、適切な支援を行います。		重層的支援体制整備事業により取扱った相談件数	年120件	101件					福祉政策課
(8)健やかに暮らせるしくみづくり	(8)-① 生涯を通じた健康づくりへの支援	42	男女ともに介護予防に対する理解や興味を促進する機会を設けます。	男女ともに介護予防に対する理解や興味を促進する機会を設けます。		介護支援センター新規登録者数	毎年度50人増加	56人					高齢者支援課
				高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します。		—	—	—					コミュニティ課
				男女ともに生涯を通じた健康支援を行います。		ふれあいの家開設数	毎年度2カ所増加	33カ所					高齢者支援課
				健康相談を実施します。		受診勧奨回数	年20回	11回					健康増進課
				各種がん検診及び生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します。		健康イベント参加人数	400人	332人					健康増進課
	(8)-② 性差やライフステージに応じた健康についての情報提供	46	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います。	国のがん検診や特定健診を実施し、疾患の早期発見・早期治療に努めます。		特定保健指導利用率	27%	未定					健康増進課
				母子保健事業の場を活用しての受診勧奨、啓発や骨粗鬆症検診時の健康教育・相談により、知識の普及や予防啓発に努めます。		がん検診精密検査受診率	85%	未定					健康増進課
				HIV/AIDSや性感染症に関する正しい情報を提供します。		特定健診受診率	52.8%	未定					健康増進課
				性教育の場でHIV/AIDSや性感染症に関して、正しい知識の普及や啓発に取り組みます。		受診勧奨回数	年20回	15回					健康増進課
				男女共同参画の視点に立った子育てのイベントを開催します。		性教育+52:56染症に関する健康教育の実施	年1回	1回					健康増進課
(9)子育てサポート環境の充実		49	定期的に説明会を開催し、会員の増加に努めます。	地域子育て支援拠点におけるパパを対象としたイベント等の開催について、促進していきます。		パパ向けイベント回数	年8回	8回					子ども家庭課
				ファミリー・サポート・センター事業を推進します。		説明会の回数	年8回	8回					子ども家庭課

第5次プラン 事業評価シート

基本目標3 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の方向	事業番号	事業内容	令和7年度取組内容(予定)	令和7年度取組内容(実績)	活動指標	目標値	実績値(R6)	実績値(R7)	評価	評価理由・改善点	令和8年度の取組内容	担当課
(9)子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり		51	病児保育、延長保育等の保育サービスを利用できるように体制を整備します。	広報ながれやまや流山市子育てちゃんねる等を利用して病児保育の周知を図ります。		病児保育の周知回数	年1回	1回					保育課
		52	保育所待機児童の解消に努めます。	北部地域に保育施設を整備します。		待機児童数	0人	0人					保育課
	(9)-② 母子保健の充実	53	母子保健に関する健康相談及び健康教育の充実を図ります。	離乳食（前期）教室を開催します。保健センターは月2回、東部地区では偶数月に開催します。南流山センターは、令和6年度は年9回開催でしたが、参加人数が増加していることから月1回（年12回）開催します。また、男性（父親）の参加を促すためにホームページ上の案内を工夫して掲載します。		男性（父親）参加率	30%	26.4%（見込）					健康増進課
	(9)-③ 各種相談体制の充実と周知	54	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制の充実と周知を行います。	研修会に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります。		県の研修会参加回数	年4回	4回					子ども家庭課
(10)男女共同参画と多様性に配慮した防災対策の推進	(10)-① 防災対策における女性の参画の促進	55	防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進します。	防災講座への女性の参加を呼びかけ、防災活動（訓練等）への女性の参加を促進します。		防災講座講演回数	年30回	20回					防災危機管理課
		56	住宅防火診断への女性消防部の参加を促進します。	住宅防火診断への女性消防部の参加を促進します。また、住宅防火診断についての情報提供を広報ながれやま等にて周知します。		防火診断出動回数	年20回	5回					予防課
		57	女性消防団員の入団を促進します。	先生を対象として市内の幼稚園や保育園に足を運び、消防団の説明会を行い入団促進を図ります。		入団促進啓発活動	年5回	5回					消防総務課
	(10)-② 多様性に配慮した取組の推進	58	防災講話や避難訓練等の防災活動時に女性及び多様性に配慮した取組を推進します。	防災講座において、多様性への配慮に関する呼びかけを行ってまいります。		防災講座講演回数	年30回	20回					防災危機管理課